

家の将来、家族の未来

～知っておきたい空家の基礎知識～

のあらまし



『空家問題を考える〈新しい遺言のカタチ〉』【講師：長野県司法書士会 大出繁司法書士】

「空家」と一言で表しても、2つの側面がある

- ①今、空家になっているものを解決する
- ②これから空家になってしまうのを予防する

空家の根本的原因は「相続の手続き」がきちんとなされていないから

相続手続きをきちんと履行し、相続後の活用方法を検討すれば、空家発生の抑制にもつながる。

【解決策】遺言書を作成しておきましょう！

遺言書には、遺言者が自筆で書く場合（自筆証書遺言）と行政書士等公証人に作成を依頼する場合（公正証書遺言）に分けられます。右記をご参考ください。

家を持っているひと全員に起こりうる問題
これからについて、家族で話し合っておくことが大切。

●遺言書の特徴

	自筆証書遺言	公正証書遺言
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 遺言作成を人に秘密にできる 好きな時に作成でき、再び新しく書き直すこともできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 死後、遺言の有効性が争われることが圧倒的に少ない 死後、相続人からの遺言の存否確認ができる。（公証人役場に原本保管される為）
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 要件違反で無効になることがある 死後、遺言が発見されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 費用がかかる 原則として、本人が公証人役場へ出向く必要がある。

市では「わたしの絆ノート」（エンディングノート）を配布中！
～自身や家族のこと、財産、もしもの時のこと…思いのままに書いてみませんか？～

これまでの人生を振り返り、自身に関する情報や要望・希望をわかりやすくまとめ、しっかりと記しておくことが、残された家族を助けることにつながります。希望者は空家対策室まで。



『空家の管理と利活用』【講師：(公社)長野県建築士会安曇野支部 中山卓史・中嶋一恭建築士】

空家の放置は良いことなし！
定期的な訪問と不具合の早期発見が大切！

定期的に訪問し、通風・換気をしましょう。また、雨漏りや屋根外壁等の剥がれ、水廻りの凍結など、不具合がないか確認しましょう。

利活用したい！と思ったら…

建物の検査などを依頼し、建物の状態を知りましょう。その後、利活用の方法に合わせて改修などを検討しましょう。

参加者募集

空家を活かそう！「未来につなぐ 空家を語る集い」

市内で空家に関連・関心のある個人・団体・事業者などが集い、さまざまな視点から空家の課題や解決策、利活用など、情報交換や共有を図ります。地域資源となる可能性がある空家について考えてみませんか。

- 日 2月7日（日）午後1時～3時 場 市役所4階大会議室 対 空家問題に関心のある人ならどなたでも
- 内容 グループでの意見交換・情報共有（個別の空家に関する相談は行いません） 費 無料
- 申 1月22日（金）までに申込書を記入の上、環境課へ持参・郵送・ファクス・電子メールいずれかの方法で提出。申込書は、同課および各支所地域課、市HPから入手できます。
- 電 399-8281（住所不要）環境課空家対策室 宛
- 問 環境課空家対策室 71・2011 FAX 72・3176 E kankyuu@city.azumino.nagano.jp

空家を管理するメリット

- ①資産価値の維持…老朽化を遅らせ、売買や賃貸に有利に働く
- ②近隣トラブルの回避…害虫や草木の繁茂などのクレームを回避
- ③損害賠償を負うような危険を回避…建物の倒壊や資材の飛散による損害を未然に防止する
- ④経済的負担を抑える…固定資産税の優遇措置除外による負担、行政代執行による解体費の負担を回避

今が好機!!

空家利活用のすゝめ

都市部から地方への人口の移動、在宅ワークの普及など、新たな生活スタイルが広がる昨今。空家を地域資源として活かす方法を考えてみませんか？

環境課空家対策室 71・2011 FAX 72・3176

空家の秘める可能性

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新しい生活様式や住まい方、働き方が常識となる「ニューノーマル」の時代を迎えています。また、都市と地方の交流の拡大が期待されており、「空家を利活用したい」という声も各地で高まっています。

空家の活用方法は、移住先の住まいはもちろん、テレワーク、ゲストハウス、創業などさまざまです。利活用することで、所有者は空家を資産として活かすことができ、利用者はコスト削減や地域とのつながりを持つことができます。といったメリットがあります。

放置していれば、「負の遺産」ともなりかねない空家は、地域の賑わいを創出する可能性を秘めています。

大切なのは住民の力

市では、空家を減らすため、今住んでいる住宅が空家にならないようにする予防啓発や空家の利活用などを進めています。しかし、空家は個人資産であるため行政ができることは限られています。

そこで大切になるのが民間事業者や住民の皆さんによる取り組みです。空家に関心を持つ人が増え、空家を利活用した創業や憩いの場の創出など、それぞれの人がメリットを見出すことができれば、空家の減少につながる事が期待されます。

今こそ、空家を地域資源として活かす方法を考えてみませんか？市では専門家と連携しながら、空家に関するさまざまな相談を受け付けていますので、気軽にご相談ください。

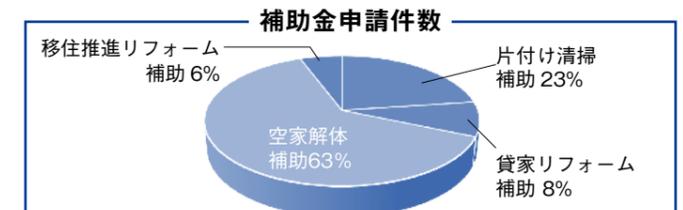
ご活用ください！ 市の空家対策を紹介

本年度申請予定の皆さんは お急ぎください

空家対策補助金

本年6月から空家対策補助金を新設しました。需要が多く、約1カ月で予算額に達したため、9月議会で補正予算が組まれ、10月から受付を再開しています。令和4年度までの制度となりますので早めの申請をお願いします。

【内容】清掃やリフォーム、解体工事費用を補助
【補助額】最大50万円（メニューにより異なります）



※11月末までの申請件数は35件（空家解体補助22件、清掃やリフォームなどの利活用補助13件）となっています。利活用に関する補助の積極的な利用をご検討ください。

「空き家バンク」登録受付中

空家を売りたい・貸したい人と空家を利用したい人を仲介業者が仲介します。所有者は仲介業者と仲介契約を結び、利用者は利用者登録が必要です。

詳細は [安曇野市空き家バンク](#) 検索

空家に関する出前講座

「いま、知っておきたい 空家の基礎知識」をテーマに、市担当職員が空家の現状や気を付けるポイントなどをお話します。地域での勉強会やイベントの隙間時間等にご活用ください。

問 地域づくり課まちづくり推進係 71・2494 FAX 72・3176

※各制度詳細は市HPをご覧ください。担当課へ